(証券コード2820)
平成28年９月13日

株 主 各 位

広島県三原市沼田西町小原字袖掛73－５
株 式 会 社 や ま み
代表取締役社長　山 名　清

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年９月27日（火曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年９月28日（水曜日）　午前10時

２．場　　所　広島県三原市本郷南６丁目25番１号
本郷生涯学習センター「にいたかホール」

３．目的事項

報告事項　第42期（平成27年７月１日から平成28年６月30日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以　上

◎　当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎　株主総会参考書類、事業報告並びに計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.yamami.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

第42期　事　業　報　告

（平成27年７月１日から
平成28年６月30日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢の良好な状態が継続され、賃金が持ち直していること、エネルギー価格の下落により企業、家計のコスト負担が減少していること等の好材料があったものの、足元で企業業績の改善も一服し、消費者マインドの改善の遅れや、根強い節約志向を背景に、個人消費は横ばい圏で推移しています。加えて新興国の景気が不安定であることから先行き不透明な推移となりました。

当社の属する食品製造業においても、原油安を背景としたエネルギー価格の低下が、製造原価の低減に寄与しているものの、個人消費の伸び悩みにより販売面では依然厳しい経営環境が続いています。

このような経営環境のもと、当社は販売面において、従来からの収益の柱である豆腐、厚揚げ、油揚げ等を小売業者、卸売業者向けに販売の拡大を図るとともに、食品加工業者、外食業者向けに業務用豆腐を販売することを新たな取組として開始し、前事業年度に販売を開始した「切れてる豆腐」を業務用に転用して販売すること、市販製品よりも大きな業務用豆腐を営業により売り込みを行うこと等に注力いたしました。

設備投資面では、製造インフラとして前事業年度に着工した関西工場の増築が平成27年10月に完成し、新ライン導入のスペース確保ができたこと、本社工場の排水処理設備を拡張し、製造量拡大に向けての整備を行いました。また、新ラインとしては、本社工場の木綿ラインのスクラップ＆ビルドを行い、時間当たり製造量の大幅な増加を実施し、足元では関西工場での絹豆腐専用ラインの導入に着手いたしました。

衛生面では、前事業年度に本社工場において取得した食品製造に関する国際規格であるFSSC22000を関西工場においても取得し、製品の製造過程におけるルールを厳密化し、品質向上に努める体制を整備いたしました。

これらの結果として、当事業年度における売上高は9,480百万円（前年同期比4.4％増）、営業利益は1,036百万円（前年同期比140.6％増）、経常利益は1,037百万円（前年同期比147.4％増）、当期純利益は703百万円（前年同期比101.5％増）となりました。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当事業年度において設備資金を目的として、公募増資及び第三者割当増資を行い、総額1,268百万円の資金を調達いたしました。

② 設備投資

当事業年度における設備投資は、1,902百万円であります。主な内容といたしましては、本社工場の木綿豆腐ラインの完成、生産量増加に伴う排水設備の増強、関西工場の増築、焼き豆腐・業務用豆腐ラインの完成等の設備投資であります。

(3) 財産及び損益の状況

区　分		第39期	第40期	第41期	第42期 (当事業年度)
売上高	(百万円)	6,130	7,748	9,084	9,480
当期純利益	(百万円)	200	293	349	703
1株当たり当期純利益金額	(円)	112.63	179.50	164.76	148.05
総資産	(百万円)	6,557	6,549	6,625	8,826
純資産	(百万円)	1,054	1,386	1,707	3,625
1株当たり純資産額	(円)	217.82	249.41	307.07	568.60
自己資本比率	(%)	16.1	21.2	25.8	41.1

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により計算しております。
2. 当社は平成24年8月10日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、また、平成27年10月1日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。第39期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(4) 対処すべき課題

当社が中長期的に課題として取り組んでいく項目は大きく以下の４点であります。

① 食品安全衛生への取組み

当社は、従来より、食に対する安全衛生管理を第一に考えておりますが、近年、消費者による食の安全・安心に対する要求が強まっております。また、当社の取り扱う豆腐、厚揚げ、油揚げは食品の中でも比較的賞味期限の短い日配品であり、クレームの発生しやすい製品であります。このような中、当社では、品質保証室を中心にすべての製品のサンプルチェックを行う等食品安全衛生管理に取り組んでおります。その一環として、食品安全衛生の国際規格であるFSSC22000を本社工場並びに関西工場において取得しており、引き続き食品安全衛生の更なる向上とクレームの低減を図る所存であります。

② 事業の規模拡大

当社は、現状、広島県三原市の本社工場と滋賀県甲賀市の関西工場において生産を行い、西は九州地方から東は東海地方までの地域に製品を供給しております。当社は事業を行う際に、豆腐製造事業者の中ではトップクラスの設備投資を行い、１個当たりの製造固定費を削減することにより、価格競争力を保持し拡大を図ってまいりました。この過程においては設備投資を行い、投資回収を繰り返し規模の拡大を図っており、将来においても同様の方法により規模拡大を図っていく必要があると考えております。この規模拡大を図るために必要な設備に対する設備投資と、販売量確保のための営業を強化するために、ソフト面である営業技術、製造技術をブラッシュアップし、営業部門と製造部門の連携の強化を図ってまいります。

③ 業務用豆腐の製造販売

当社は、食品加工業、外食業向けの業務用豆腐の製造販売に取り組んでおります。業務用豆腐の市場は、小売業者、卸売業者等の流通業者向けの販売と比較して競争の少ない市場であり、競合他社が本格的に手掛けていない領域であることから、参入する価値のあるものと考えております。業務用豆腐分野については、将来的に食品加工業、外食業等からの要求、要望に対応しながら、販売拡大に努めていく所存であります。

④ 人材の確保・育成

当社は、事業を拡大して行く上で、人材の確保・育成は重要な経営課題であると認識しております。今後も職場環境の改善を段階的に進め、人事制度を軸として業績優秀な社員のモチベーション向上に努め、従業員の定着率向上を図っていく所存であります。また、社内外の研修等により学習の機会を与えること、学習したことをビジネスで実践する機会を与えること等を通じて、やり甲斐ある職場作りに努めていく所存であります。

(5) 主要な事業内容

当社は、豆腐を中心に厚揚げ、油揚げ等の豆腐関連製品を製造し小売業、卸売業に販売しております。

(6) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

① 主要な事業所

名称	所在地
本社工場	広島県三原市
関西工場	滋賀県甲賀市
大阪営業所	大阪府茨木市

② 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
158名	16名	34.7歳	3.6年

(注) 使用人数は就業人数であります。
なお、パート社員は８時間換算で148名であります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額

借　　入　　先	借　入　残　高（百万円）
株式会社日本政策金融公庫	1,191
株式会社みずほ銀行	796
株式会社三菱東京UFJ銀行	533
株式会社広島銀行	315
株式会社中国銀行	181
株式会社商工組合中央金庫	100
株式会社もみじ銀行	75

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社株式は、平成28年６月17日に東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）に上場いたしました。

２．株式に関する事項

(1) 株主の状況

① 発行可能株式総数　　22,240,000株

② 発行済株式総数　　6,376,100株

③ 株主数　　2,178名

④ 上位10位の株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社ＹＭコーポレーション	2,402,000株	37.67％
山名徹	1,200,000	18.82
山名清	909,600	14.27
山名睦子	559,600	8.78
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	69,200	1.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	61,000	0.96
やまみ従業員持株会	47,800	0.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	47,200	0.74
山名昭典	40,000	0.63
城本浩司	20,000	0.31
池田隆幸	20,000	0.31

(注)　持株比率は、小数点第３位を四捨五入して表示しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年６月30日）

氏　　名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職の状況
山　名　　清	代表取締役社長	㈱ＹＭコーポレーション　取締役
山　名　睦　子	専務取締役	
池　田　隆　幸	常務取締役　営業本部長兼本社営業部長	
城　本　浩　司	常務取締役　製造本部長兼本社第二工場長	
山　名　　徹	常務取締役　事業戦略室長	㈱ＹＭコーポレーション　代表取締役
林　　辰　男	取締役　管理本部長兼管理部長	
土　橋　一　仁	取締役　関西工場長	
恩　地　良　憲	取締役	㈲晶　取締役 恩地社会保険労務士事務所　代表
七　川　雅　仁	取締役	七川会計事務所　代表 （合）ピー・エム・エー・コンサルティング　代表取締役 ＡＣアーネスト監査法人　代表社員
松　浦　　茂	常勤監査役	
濱　田　隆　祐	監査役	濱田会計事務所　代表 クレアビズコンサルティング㈱代表取締役
山　脇　将　司	監査役	山脇・山内法律事務所　代表

（注）1. 七川雅仁氏は平成27年９月29日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。
2. 平成27年９月29日開催の第41期定時株主総会において、七川雅仁氏が取締役に、山脇将司氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 取締役恩地良憲氏及び七川雅仁氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
4. 常勤監査役松浦茂氏、監査役濱田隆祐氏及び山脇将司氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役濱田隆祐氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、社外取締役である恩地良憲氏、七川雅仁氏及び社外監査役である濱田隆祐氏、山脇将司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

区　　分	支給人数	支 給 額
取　締　役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	133,410千円 (1,050千円)
監　査　役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	5,820千円 (5,820千円)
合　　計 (うち社外役員)	13名 (6名)	139,230千円 (6,870千円)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成26年９月29日開催の第40期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成26年９月29日開催の第40期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏　　名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
恩地　良憲	㈲晶　取締役 恩地社会保険労務士事務所　代表	当社と㈲晶並びに恩地社会保険労務士事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
七川　雅仁	七川会計事務所　代表 （合）ピー・エム・エー・コンサルティング　代表取締役 ＡＣアーネスト監査法人 代表社員	当社と七川会計事務所並びに（合）ピー・エム・エー・コンサルティング及びＡＣアーネスト監査法人との間に重要な取引その他の関係はありません。
濱田　隆祐	濱田会計事務所　代表 クレアビズコンサルティング㈱ 代表取締役	当社と濱田会計事務所並びにクレアビズコンサルティング㈱との間に重要な取引その他の関係はありません。
山脇　将司	山脇・山内法律事務所　代表	当社と山脇・山内法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

	活動状況
取締役 恩地良憲	当事業年度に開催された取締役会22回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、主に社会保険労務士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な助言・提言・意思の表明を適宜行っております。
取締役 七川雅仁	当事業年度に開催された取締役会22回全て、平成27年９月29日に退任するまでに開催された監査役会３回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な助言・提言・意思の表明を適宜行っております。
監査役 松浦 茂	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査役会13回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に金融機関での豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な助言・提言・意思の表明を適宜行っております。
監査役 濱田隆祐	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査役会13回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な助言・提言・意思の表明を適宜行っております。
監査役 山脇将司	平成27年９月29日の就任後、開催された取締役会18回及び監査役会10回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な助言・提言・意思の表明を適宜行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第１項の責任につき、会社法第425条第１項に規定する最低限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

５．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,800千円

（注）１．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の監査業務の報酬金額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

会計監査人に対して、当社は、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務であるコンフォートレターの作成についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ誠実性をもって対応する見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去２年間の業務停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

平成28年１月１日から平成28年３月31日までの３か月間の契約の新規締結に関する業務の停止

③ 処分理由

・社員の過失による虚偽説明

・監査法人の運営が著しく不当

６．業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

取締役及び使用人それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、この決定に基づく体制の構築と運用の状況については、定期的にチェックを行うとともに、その結果を踏まえて決定自体の変更を検討し、更なる改善に努めております。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第４項第６号、会社法施行規則第100条第１項第４号）

① 当社におけるコンプライアンスの基本原則として「株式会社やまみコンプライアンスガイドブック」を定め、社内所定の保存場所に公開することにより、周知徹底を図る。

② コンプライアンス委員会を設置し、代表取締役を委員長として取組みを推進するとともに、部門を統括する取締役、部長をコンプライアンス部門責任者として所属員の指導を行い、法令遵守を徹底する。

③ 当社の役員、社員をはじめとする全ての従業員が組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定めた「公益通報者保護規程」を定めて、常勤監査役に報告するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第１項第１号）

① 「文書管理規程」を定め、職務の執行に係る文書・情報の適切な保存及び管理を図る。

② 個人情報の管理について、「個人情報保護規程」ほか関連規程を整備し、運用面では管理部が状況をフォローしている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第１項第２号）

① 各部門におけるリスク把握・対応の優先度・対処基本方針の認識共有を常時行い、周知徹底する。

② 内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を経営会議に報告する。

③ 地震その他の災害等によるリスクへの対応原則について「危機管理規程」を定め、その周知を図る。

④ 「リスク対応管理表」及び「緊急連絡体制」を整備し、リスクが顕在化した場合及びリスクが顕在化するおそれのある場合の対応責任部門と報告体制を明確にする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第１項第３号）

① 取締役会は、権限委譲により、経営課題に対する迅速な意図決定と機動的な職務執行を推進する。その具体的な内容は、「取締役会規程」、「稟議規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」に明示する。

② 取締役会は取締役会への的確な議案付議と審議内容の深化に努める。

③ 取締役の職務執行については、月例の取締役会において報告する。また、各部門におけるそれぞれの業務基本方針に基づく目標の達成状況を監督する。

④ 社内規程を会社の現況等に照らして遅滞なく更新するとともに、わかりやすて体系となるよう改定に努める。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第３項第１号、第100条第３項第２号）

監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じて管理部から補助者を任命する。また、監査役が必要ありとして求めた場合、監査役又は監査役会は直接監査役の職務を補助する者を雇用又は契約できることとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第３項第３号）

当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。

① 当社に関する重要事項

② 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

③ 法令・定款違反事項

④ 毎月の経営状況として重要な事項

⑤ 内部監査部門による監査結果

⑥ 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

また、監査役は取締役会をはじめ当社の事業運営において重要な議事事項の含まれる会議に積極的に出席して報告を受ける体制を確保する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第３項第４号）

監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。業務監査面において、常勤監査役は稟議規程における代表取締役社長決裁案件に対して内容を確認し、意見を述べることが可能な体制とする。

監査役会は、定期的に監査法人からの監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

７．株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

８．株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

（平成28年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,537,090**	**流動負債**	**2,334,925**
現金及び預金	1,233,433	買掛金	669,009
売掛金	1,100,284	1年内返済予定の長期借入金	500,246
商品及び製品	27,789	リース債務	11,213
原材料及び貯蔵品	149,610	未払金	616,984
前払費用	3,995	未払費用	118,766
繰延税金資産	21,648	未払法人税等	345,353
その他	328	未払消費税等	36,270
固定資産	**6,289,673**	預り金	29,080
有形固定資産	**6,232,960**	賞与引当金	8,000
建物	1,882,065	**固定負債**	**2,866,414**
構築物	278,842	長期借入金	2,693,099
機械及び装置	2,632,724	リース債務	24,985
車両運搬具	3,719	預り保証金	4,000
工具、器具及び備品	8,036	繰延税金負債	144,330
土地	848,448	**負債の部合計**	**5,201,340**
リース資産	35,779	（純資産の部）	
建設仮勘定	543,344	**株主資本**	**3,624,310**
無形固定資産	**4,540**	**資本金**	**696,086**
ソフトウエア	3,921	**資本剰余金**	**669,086**
その他	619	資本準備金	669,086
投資その他の資産	**52,172**	**利益剰余金**	**2,259,137**
投資有価証券	8,029	利益準備金	7,569
出資金	10	その他利益剰余金	2,251,567
長期前払費用	5,081	圧縮積立金	329,286
その他	39,051	繰越利益剰余金	1,922,281
		評価・換算差額等	**1,113**
		その他有価証券評価差額金	1,113
		純資産の部合計	**3,625,423**
資産の部合計	**8,826,764**	**負債・純資産の部合計**	**8,826,764**

損　益　計　算　書

（自　平成27年７月１日
至　平成28年６月30日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**9,480,983**
売上原価		**6,725,953**
売上総利益		**2,755,029**
販売費及び一般管理費		**1,718,882**
営業利益		**1,036,146**
営業外収益		
受取利息	31	
受取配当金	67	
助成金収入	13,964	
受取補償金	9,972	
自動販売機収入	3,529	
スクラップ売却収入	2,427	
その他	7,819	37,812
営業外費用		
支払利息	28,281	
株式交付費	8,287	
その他	1	36,570
経常利益		**1,037,388**
特別利益		
固定資産売却益	218	
補助金収入	34,761	
その他	405	35,385
特別損失		
固定資産除却損	8,015	8,015
税引前当期純利益		**1,064,757**
法人税、住民税及び事業税	394,324	
法人税等調整額	△33,382	360,941
当期純利益		**703,816**

株主資本等変動計算書

（自　平成27年７月１日
至　平成28年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					圧縮積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	61,650	34,650	34,650	7,569	314,018	1,288,563
当期変動額						
新株の発行	634,436	634,436	634,436			
剰余金の配当						△54,830
当期純利益						703,816
圧縮積立金の積立					11,667	△11,667
税率変更による圧縮積立金の調整額					21,573	△21,573
圧縮積立金の取崩					△17,972	17,972
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	634,436	634,436	634,436	―	15,268	633,717
当期末残高	696,086	669,086	669,086	7,569	329,286	1,922,281

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	1,610,151	1,706,451	861	861	1,707,313
当期変動額					
新株の発行		1,268,872			1,268,872
剰余金の配当	△54,830	△54,830			△54,830
当期純利益	703,816	703,816			703,816
圧縮積立金の積立	―	―			―
税率変更による圧縮積立金の調整額	―	―			―
圧縮積立金の取崩	―	―			―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			252	252	252
当期変動額合計	648,986	1,917,858	252	252	1,918,110
当期末残高	2,259,137	3,624,310	1,113	1,113	3,625,423

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2　たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(1) 商品及び製品

先入先出法

(2) 原材料及び貯蔵品

総平均法

3　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～31年
構築物	８～40年
機械及び装置	２～22年
車両運搬具	２～６年
工具、器具及び備品	３～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(会計方針の変更)
(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)
当社は法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号　平成28年６月17日)を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物にかかる減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
この変更による影響額は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)
1　補助金等により取得した有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額

建物	90,486千円
構築物	9,722千円
機械及び装置	63,862千円
計	164,071千円

2　有形固定資産の減価償却累計額　5,048,345千円

3　担保に供している資産及び担保に係る債務
(1) 担保に供している資産

		(うち、工場財団抵当)
建物	1,388,381千円	(1,383,134千円)
構築物	28,869千円	(28,826千円)
機械及び装置	899,634千円	(899,634千円)
土地	640,930千円	(604,370千円)
建設仮勘定	28,641千円	(28,641千円)
計	2,986,458千円	(2,944,608千円)

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	490,246千円
長期借入金	2,528,099千円
計	3,018,345千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1　当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式　　6,376,100株

2　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年9月29日定時株主総会	B種類株式	27,030	5,100	平成27年6月30日	平成27年9月30日
平成28年1月15日取締役会	普通株式	27,800	5	平成27年12月31日	平成28年1月16日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年9月28日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	95,641	15	平成28年6月30日	平成28年9月29日

(金融商品に関する注記)

1　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に、豆腐、厚揚げ、油揚げの製造販売を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との関係維持のために取得した株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引にかかるリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であります。

未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、営業本部及び管理本部が主要な取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務担当者が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,233,433	1,233,433	―
(2) 売掛金	1,100,284	1,100,284	―
(3) 投資有価証券	8,029	8,029	―
資産計	2,341,748	2,341,748	―
(1) 買掛金	669,009	669,009	―
(2) 未払金	616,984	616,984	―
(3) 未払法人税等	345,353	345,353	―
(4) 長期借入金（１年以内返済予定を含む。）	3,193,345	3,258,716	65,371
(5) リース債務	36,199	36,393	194
負債計	4,860,892	4,926,457	65,565

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは全て短期決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3)未払法人税等

これらは全て短期決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金、(5) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

（税効果会計に関する注記）

1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	2,455千円
未払事業税	18,116千円
棚卸資産評価損	730千円
減価償却費超過額	435千円
その他	405千円
繰延税金資産小計	22,141千円
評価性引当額	－千円
繰延税金資産合計	22,141千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△487千円
圧縮積立金	△144,335千円
繰延税金負債合計	△144,823千円
繰延税金負債純額	△122,681千円

2　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.06％から平成28年７月１日に開始する事業年度及び平成29年７月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.69％に、平成30年７月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.46％となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	568円60銭
１株当たり当期純利益金額	148円05銭

（注）　当社は平成27年10月１日付で普通株式１株につき400株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年８月24日

株式会社やまみ
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山村　竜平　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　笹山　直孝　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社やまみの平成27年７月１日から平成28年６月30日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年７月１日から平成28年６月30日までの第42期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書、その他取締役の職務の執行の監査について、次のとおり報告します。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査基準及び監査計画を定めた上で、各監査役が分担して必要な調査を行い、その結果を監査役会で報告及び協議して、監査を実施しました。監査にあたっては、内部監査室と連携して調査等を行いました。

具体的には、取締役会その他重要な会議に出席し、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の取締役等及び会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、本社及び関西工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年８月26日

株式会社やまみ　監査役会

常勤社外監査役　松　浦　　茂　㊞

社外監査役　濱　田　隆　祐　㊞

社外監査役　山　脇　将　司　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、利益配分に当たっては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勘案し、継続的・安定的な配当を実施することを基本方針としております。

この基本方針並びに当期の業績、今後の事業展開等を慎重に検討しました結果、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、内部留保金につきましては、業務の一層の効率化を図るためのライン新設・スクラップ＆ビルド、システム開発や、人材育成といった社内体制の充実など、経営基盤の確立に充当する予定であります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社の普通株式１株につき金15円00銭（うち、普通配当10円00銭・記念配当５円00銭）

配当総額　95,641,500円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年９月29日

第２号議案　定款一部変更の件

(1) 提案の理由

将来の機動的な資本政策を遂行することを可能とするために、現行定款第６条の発行可能株式総数を25,504,400株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
第２章　株　式 （発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、22,240,000株とする。	第２章　株　式 （発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、25,504,400株とする。

第３号議案　ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の理由等により当社の取締役（社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）および従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、および新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役の報酬額は、平成26年９月29日開催の当社第40期定時株主総会において、報酬額を年額３億円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会の開催日から一年以内に限り、当該報酬枠と別枠にて、取締役に対し報酬等として３千万円以内において新株予約権を割当てすることにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の社外取締役２名を除く取締役は７名であります。そのうち、割当の対象となる取締役は５名であります。

１．有利な条件をもってストックオプションとして新株予約権を発行することが必要な理由

当社の取締役および従業員の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図ることを目的とする。

２．新株予約権の上限

630個を上限とする。

このうち、当社取締役に対しては250個、当社従業員に対しては380個を本株主総会の開催日から１年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお上記上限の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

３．新株予約権を行使することができる期間

割当決議日後２年を経過した日から当該決議日後４年を経過する日までとする。

４．新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式63,000株を上限とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

5．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、以下の各事由が生じたときは、以下の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

i　当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii　当社が時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行済株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。 また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

iii 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6．新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7．新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

8．新株予約権の取得条項

(1) 以下のⅰ、ⅱ、ⅲ、ⅳまたはⅴのいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

ⅰ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ii　当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
iii　当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
iv　当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
v　新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 新株予約権者が、下記10. (1) に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

9．新株予約権を行使した際に生ずる１株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。
(2) 権利の質入その他の処分及び相続は認めないものとする。

11. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　　場　広島県三原市本郷南６丁目25番１号
本郷生涯学習センター　にいたかホール
電話　(0848)85-0701

交　　通　（ＪＲ）　ＪＲ本郷駅　徒歩約３分
（バス）　芸陽バス本郷橋停留所下車　徒歩約３分

お知らせ　ご来場にあたりましては、駐車場に限りがございますので、できるだけ公共交通機関のご利用をお願い申しあげます。

